

# 宇治市生活排水処理基本計画 (令和5年度改定)

令和6年3月  
宇治市

## はじめに

本市は、京都盆地の南東部に位置し、北は京都市、東は滋賀県大津市、西は久御山町、南は城陽市、宇治田原町に囲まれており、面積は 67.54 km<sup>2</sup>、広ぼうは東西に 10 km、南北に 10.7 km となっている。

市域は、東部の山間部、中央部の丘陵部、西部の沖積低地に区分することができ、市の中央部を宇治川が流れている。市街地は、京都市営地下鉄東西線、JR 奈良線、近鉄京都線、京阪宇治線の計 4 本の鉄道が通っていると同時に 14 の鉄道駅が存在し、高度経済成長期の小規模な住宅街が多数あるなど、細分化されているのが本市の都市構造の特徴となっている。

人口については、昭和 30 年代後半から昭和 40 年代にかけて急激な伸びを示したが、その後徐々に鈍化し、令和 5 年度には 181,616 人、85,286 世帯となっている。府下では、京都市に次ぐ第二の人口規模を擁している。

本市の生活排水は、公共下水道並びに合併浄化槽等により処理を行っており、令和 4 年度末には公共下水道の下水道整備率が 97.8%、人口接続率が 89.3% となり、現在も整備を進めている。

しかしながら、生活排水が依然として河川、湖沼等の水質汚濁に大きな影響を及ぼしており、近畿の水瓶と称される琵琶湖に端を発する宇治川は、本市給水量の大半を占める取水地であり、下流の淀川に至るまで、多くの自治体、企業が取水しており、この流域の水質保全対策は重大な課題となっている。

## 1. 基本方針

### (1) 生活排水処理に係る理念、目標

本市では都市化の進行とともに、生活排水による水質汚濁が問題となっており、社会的にもその対策の必要性が認識されるようになってきている。

このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要となっており、生活排水による水質汚濁防止対策の必要性等について啓発を行うとともに、排出抑制の効果的な方法等について広報活動等も必要である。

生活排水対策の目標については、水質の改善を図ることにとどまらず、水辺の自然景観は憩いの場となり、宇治川の景観は大切な観光資源でもあることから、まちづくりにとっても重要である。

### (2) 生活排水処理施設整備の基本方針

本市の生活排水処理の基本とするところは、公共下水道の整備促進である。

本市の公共下水道は、事業計画区域内において施設の整備をほぼ完了しているが、下水道使用者の増加のため、事業を計画的に推進する。

また、公共下水道の整備計画のない山間部や公共下水道の整備が相当期間遅れる地域での浄化槽の設置を推進する。

## 2. 目標年次

一般廃棄物処理基本計画策定指針によると、目標年次の設定は概ね10年から15年後程度と謳われている。なお、本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬から処理処分は、近隣3市3町で構成する城南衛生管理組合（一部事務組合）で対応しており、城南衛生管理組合の生活排水処理基本計画の計画期間が令和5年度から令和14年度であることから、計画期間を9年間（令和6年度から令和14年度）とし、目標年度を令和14年度とする。

### 3. 生活排水処理状況

本市における生活排水の排水状況は、表－1のとおりである。

浄化槽は、宅地開発に伴って設置されたもの及び集合住宅の建築に伴って設置されたものが大部分を占めている。

公共下水道については、昭和61年に宇治川右岸地域（東宇治処理区）、平成元年に宇治川左岸地域（洛南処理区）の一部を供用開始している。

下水道の普及により、浄化槽による生活排水処理人口は減少傾向にある。

表－1 生活排水処理状況

(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1. 計画処理区域内人口		187,473	186,657	185,472	184,432	182,841
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		167,650	167,874	169,516	169,394	168,093
(1) 合併処理浄化槽		18,315	16,496	14,821	12,978	10,751
(2) 公共下水道	単独公共	60,056	60,376	60,634	60,920	61,051
	流域関連	89,279	91,002	94,061	95,496	96,291
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)		15,233	13,879	12,269	11,688	11,688
4. 非水洗化人口	し尿収集	4,585	4,056	3,685	3,348	3,058
	自家処理	5	4	2	2	2
5. 計画処理区域外人口		0	0	0	0	0

※各年度4月1日時点

### 4. 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表－2のとおりである。

表－2 生活排水の処理主体

処理施設の種類		対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) 合併処理浄化槽		し尿及び生活雑排水	個人等
(2) 公共下水道	単独公共	"	宇治市
	流域関連	"	京都府
(3) 単独処理浄化槽		し尿	個人等
(4) し尿関係施設		し尿及び浄化槽汚泥	城南衛生管理組合

## 5. 生活排水処理基本計画

### (1) 生活排水の処理計画

#### ① 生活排水の処理目標

下水道の促進及び普及を中心として、生活排水処理率の向上を図る。  
過去の実績をもとに推計を行い、生活排水の処理目標を、表－3のとおり定め、(生活排水処理を含む)水洗化率の目標年度、令和14年度で96%とする。

表－3 生活排水の処理目標 (単位:人)

	基準年度 (令和5年度)	目標年度 (令和14年度)
1. 行政区域内人口 (計画処理区域内人口)	181,616	174,135
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	169,018	167,634
3. 水洗化率	93%	96%

※各年度4月1日時点

#### ② 生活排水の処理形態別人口内訳

生活排水の処理形態別人口内訳は、表－4のとおりである。

表－4 生活排水の処理形態別人口内訳 (単位:人)

	基準年度 (令和5年度)	目標年度 (令和14年度)
1. 計画処理区域内人口	181,616	174,135
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	169,018	167,634
(1) 合併処理浄化槽	10,412	5,390
(2) 公共下水道		
単独公共	61,340	59,953
流域関連	97,266	102,291
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	9,761	5,533
4. 非水洗化人口		
し尿収集	2,835	966
自家処理	2	2
5. 計画処理区域外人口	0	0

※各年度4月1日時点

### ③ 生活排水を処理する区域および人口

公共下水道による生活排水を処理する人口は、前記の表－４のとおりで、水洗化人口である。

## (2) し尿・浄化槽汚泥の処理計画

### ① 現状

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬から処理処分は、近隣３市３町で構成する城南衛生管理組合（一部事務組合）で対応している。

し尿の収集運搬については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第６条の２に基づく委託制で、また、浄化槽汚泥については浄化槽法第３５条（浄化槽清掃業）及び廃掃法第７条（一般廃棄物の収集・運搬）の規定に基づく許可制で行っている。

し尿及び浄化槽汚泥については全量をクリーンピア沢で処理し、夾雑物（し渣）と脱水汚泥は焼却処理を行い、その焼却灰を一般財団法人宇治廃棄物処理公社の埋立処分地で最終処分していたが、平成３０年度以降は前処理した後、全量を公共下水道（八幡市）に排水することとし、現在に至っている。なお、夾雑物（し渣）については焼却処理を継続しており、その焼却灰を大阪湾広域臨海環境整備センターの埋立処分地で最終処分している。

### ② し尿・浄化槽汚泥の排出状況

し尿の排出量は、下水道の普及及び浄化槽の設置により減少している。

過去５年間の年間排出量は、表－５のとおりである。

表－５ 年間排出量（実績）

（単位：k l）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
年 間 排 出 量	23, 210	21, 041	19, 663	17, 436	16, 333
し 尿 排 出 量	5, 883	5, 537	5, 132	4, 537	4, 178
浄化槽汚泥排出量	17, 327	15, 505	14, 531	12, 899	12, 155
単独処理浄化槽	6, 612	6, 194	5, 704	5, 217	4, 915
合併処理浄化槽	10, 715	9, 311	8, 827	7, 682	7, 240

※各年度 4 月 1 日時点

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

### ③ し尿・汚泥の処理計画

#### ア 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬については、当面、現在の形態（表－6）で実施するものとする。

表－6 収集・運搬計画

		処理主体	対象	収集回数
し尿	定期収集	城南衛生管理組合 (委託)	一般家庭・事務所	概ね 20 日毎
	臨時収集	城南衛生管理組合 (委託)	定期収集以外に便所・家屋改造等に 伴う要請があった場合	申し込みにより 随時
	災害収集	城南衛生管理組合 (委託)	大雨等で災害・伝染病等が発生し、 市長が災害を認定した場合	市の要請
浄化槽汚泥		城南衛生管理組合 (許可業者)	市内における浄化槽設置区域	—

#### イ 中間処理計画

クリーンピア沢に搬入されたし尿及び浄化槽汚泥に含まれる夾雑物（し渣）を除去した後、井水にて希釈し、公共下水道へ排水するものとする。また、夾雑物（し渣）については一般廃棄物焼却施設で焼却処理するものとする。

表－7 年間排出量（計画） （単位：k l）

	基準年度 (令和 5 年度)	目標年度 (令和 14 年度)
年 間 排 出 量	14, 360	7, 187
し 尿 排 出 量	3, 262	1, 185
浄化槽汚泥排出量	11, 098	6, 002
単独処理浄化槽	4, 158	2, 343
合併処理浄化槽	6, 940	3, 659

※各年度 4 月 1 日時点

※四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

## ウ 最終処分計画

一般廃棄物焼却施設で焼却処理された夾雑物（し渣）の残渣は大阪湾広域臨海環境整備センターで最終処分するものとする。

## ④ その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について、市民に周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施するものとする。

また、公共下水道の供用開始区域内での普及については、説明会等によりその推進を図るものとする。

# 宇治市生活排水処理基本計画

(令和5年度改定)

令和6年3月策定・発行

発行・編集 宇治市人権環境部まち美化推進課

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地

TEL (0774) 22-3141 (代表)